

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

曾於市(以下、「当市」という。)は、北緯31度38分、東経131度01分、鹿児島県の東部を形成する大隅半島の北部、宮崎県との県境に位置し、北部地域は大淀川支流に開け、都城盆地の一角をなし、南部は菱田川流域に広がる地域となっており、東西約30km、南北31kmの長靴型を呈しており、面積は390.39㎢ある。

東部は山岳地帯、中央部は平坦地帯、西部は高原地帯をなし、河川は東部より北部の市境界付近を都城市へ流れる大淀川、市南部の境界付近を志布志市へ流れる菱田川、東部山岳地帯を志布志市へ流れる安楽川の3河川がある。地形は大部分が3河川とその支流にはさまれた台地状をなし、台地上は主に畑地で台地下の河川流域は水田が多い、台地上と台地下の標高差が30~80mありかつ急峻な傾斜面を呈しているうえに土質も本県特有の軟弱なシラス土壌のため、集中豪雨等にみまわれると崖崩れ等による災害を受けやすい自然条件下にある。

(洪水：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、曾於市北部の財部町中谷の一部に千足川の氾濫による浸水が想定されるものの、その他全域においては洪水による災害リスクは見られない。

(土砂災害：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、土石流危険渓流は122箇所、急傾斜地崩壊危険箇所は300箇所、計422箇所と危険箇所が多数指定されており、市内全域において地滑り等、土砂災害が生じる恐れがある。

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で14.2%以上の確率で発生すると言われ、南海トラフ巨大地震、種子島東方沖地震では、当市の多くの地域で震度6弱以上の揺れが想定され、一部の地域で震度6強に達すると想定されており、地震動による建物被害、火災被害、ライフライン等被害、建物の倒壊・焼失等による人的被害等が予測される。

(その他)

当市は、水に対して極めて軟弱なシラス土壌によって形成されていることに加え、台風や集中豪雨の頻度も高い。このため、崖崩れ、地すべりによる土木施設・家屋などの被災、河川の氾濫による農地・農業用施設の埋没・浸水など災害が発生しやすい。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

年月日	災害種別	町の被害状況
平成5年6月2日 ~8月6日	集中豪雨	末吉町 総雨量2,037mm 死者1名 負傷者1名 一部破損1戸 床下浸水8戸
平成5年9月2日 ~3日	台風13号	末吉町 総雨量152mm 半壊2戸、一部破損8戸、床下浸水8戸
平成18年7月5日 ~6日	集中豪雨	大隅町 総雨量268mm 全壊1戸 床上浸水18戸 床下浸水37戸
平成22年7月3日	集中豪雨	財部町 総雨量347mm 全壊3戸 床上浸水18戸 床下浸水33戸

## (2) 商工業者の状況

当市は旧財部町・旧末吉町・旧大隅町が合併して成立した農林畜産業が基幹産業であるが商業集積については、旧町単位で存在する。末吉地区は県道 503 号沿いの本町地区に加え、国道 269 号線沿いに郊外型店舗の進出も徐々に進む高松地区。大隅地区は県道 63 号線沿い国合同庁舎周辺の岩川本町地区に加え、郊外型店舗が連なるあけぼの、八合原地区。財部地区は県道 2 号線沿い道の駅たからべ周辺や、県道 482 号線沿いの財部郵便局周辺が主な商業地区となっている。その中、財部地区の道の駅たからべ周辺の広範囲が土砂災害警戒区域にあたる。

- ・ 商工業者等数 1,368 人 (令和 3 年 5 月現在)
- ・ 小規模事業者数 1,238 人 (令和 3 年 5 月現在)

### 【内 訳】

	業 種	商工 業者数	小規模 事業者数	備考 (事業所の立地状況等)
商 工 業 者	建設業	253	241	市内に広く分散している
	製造業	156	139	3 地区郊外の平地に多い
	卸小売業	315	260	市内に広く分散している
	飲食・宿泊業	137	131	3 地区中心部に多い
	サービス業	418	389	3 地区中心部に多い
	その他	89	78	市内に広く分散している

## (3) これまでの取組

### 1) 当市の取組

- ・ 防災計画の策定、防災ガイドマップ・防災マップの作成
- ・ 防災訓練の実施、防災備品の備蓄
- ・ 曾於市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

### 2) 当会の取組

- ・ 事業者 BCP に関する国の施策の周知
- ・ 鹿児島県火災共済協同組合、東京海上日動火災保険(株)鹿児島支店鹿屋支社と連携した損害保険への加入推進

## II 課題

現状では、災害時の準備・備えがなされていない事業所が見られ、特に小規模事業者が多い。

当会においても現状、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している、といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

## III 目標

- ・ 地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・ 発災時における連携体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・ 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止

措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

＜1. 事前の対策＞

当市が策定した「曾於市地域防災計画」や「曾於市新型インフルエンザ等対策行動計画」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入・行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や当市広報、ホームページ、SNS等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等の指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者へ周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

○災害リスクの周知に関する目標

項目	現状	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
専門家派遣件数	未実施	2件	2件	2件	2件	2件
セミナー開催件数	未実施	1回	1回	1回	1回	1回
事業者BCP策定件数	未実施	5件	10件	10件	10件	10件

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は令和3年に事業継続計画（曾於市商工会危機管理対応方針）を作成（別添）。

3) 関係団体との連携

- ・鹿児島県火災共済協同組合、東京海上日動火災保険(株)鹿児島支店鹿屋支社にBCP策定関連の巡回指導時に同行訪問を依頼し、自然災害等の影響を軽減するための取組や対策（事業休業

への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等)について説明する。

- ・東京海上日動火災保険(株)鹿児島支店鹿屋支社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした「事業継続力強化計画」支援セミナー、「簡易版 BCP」作成ミニワークショップや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、終息時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険(生命保険や損害保険、感染症特約付き休業補償など)の紹介等も実施する。
- ・関係機関(そお鹿児島農業協同組合、曾於市森林組合等の町内各種団体)への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

#### 4) フォローアップ及び事業の評価

- ・小規模事業者の事業者 BCP 等取組状況の確認
- ・毎年度、(仮称)曾於市事業継続力強化支援協議会(構成員: 当会(法定経営指導員の参画含む)、本市)を年1回(7月)に開催し、状況確認や改善点等について協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価・検証を行う。また、協議会の評価結果は、役員会へフィードバックした上で、事業実施方針等に反映させるとともに、HP や会報(年1回)への掲載による周知及び事務所における掲示を行うことで、地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

事業者 BCP 等の取組状況の確認について

項目	現状	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
事業者BCP等の取組状況のフォローアップ目標件数	未実施	3件	5件	15件	25件	35件

#### 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害(震度6弱の地震)が発生したと仮定し、本市との連絡ルートの確認等を行う。(訓練は必要に応じて実施する。)

### < 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

#### 1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後2時間以内に職員の安否報告を行う。(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と本市で共有する。)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、本市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

#### 2) 応急対策の方針決定

- ・当会と本市の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

被害状況の報告の基準は以下の通り。

大規模な災害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目立った被害の情報がない。</li> </ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に4回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヵ月	1日に1回共有する
1ヵ月以降	2日に1回共有する

### < 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会は被害状況を県が指定する様式①に記載し、当会より鹿児島県商工会連合会を通じて、県商工政策課へ報告する。

様式① 鹿児島県 商工労働水産部 商工政策課 団体係 宛て（メールアドレス：dantai@pref.kagoshima.lg.jp）

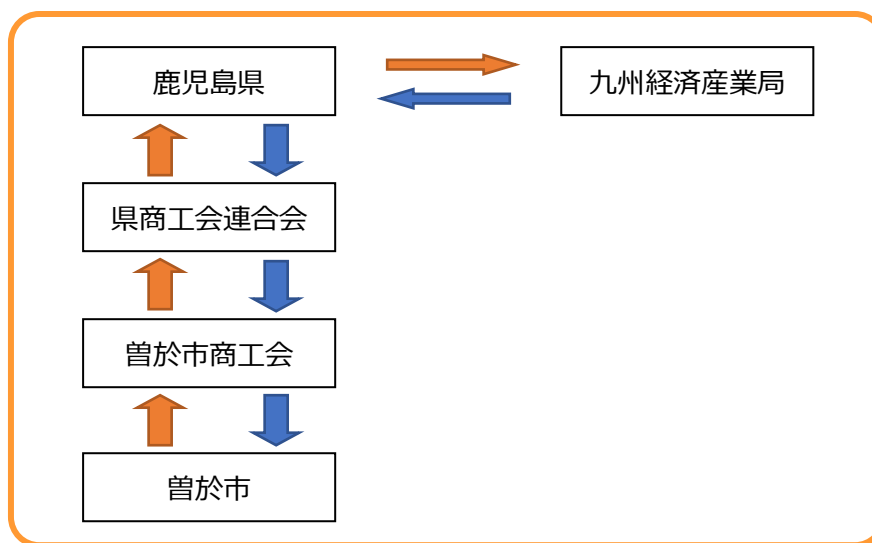
令和〇年〇月〇日の〇〇災害による被害実態調査票

策定者： \_\_\_\_\_ メールアドレス： \_\_\_\_\_  
 電話番号： \_\_\_\_\_

被害合計金額 0

事業所名	住所	業種 ※任意	従業員数 ※任意	被害額 ※事業の再建に 必要最低額、 およびで可	（被害額内訳） 単位：千円				被害状況 ※任意 ※被災状況がわかる内容があれば、
					土地 （権限土砂排除 費・整地費） （事業再建費に属 す）	建物 （事業再建費に属 す）	機械設備	商品、原材料、 什用品等	
1				0					
2				0					
3				0					
4				0					
5				0					
6				0					
7				0					
8				0					
9				0					
10				0					
11				0					
12				0					
13				0					
14				0					
15				0					
16				0					
17				0					
18				0					
19				0					
20				0					

- ・国や鹿児島県からの情報や方針に基づき、当会（鹿児島県商工会連合会を通じて）と当市が共有した情報を鹿児島県の指定する方法（下図）にて当会（鹿児島県商工会連合会を通じて）又は当市より鹿児島県へ報告する。



#### < 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、当市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合又は県商工会連合会から指示があった場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

#### < 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

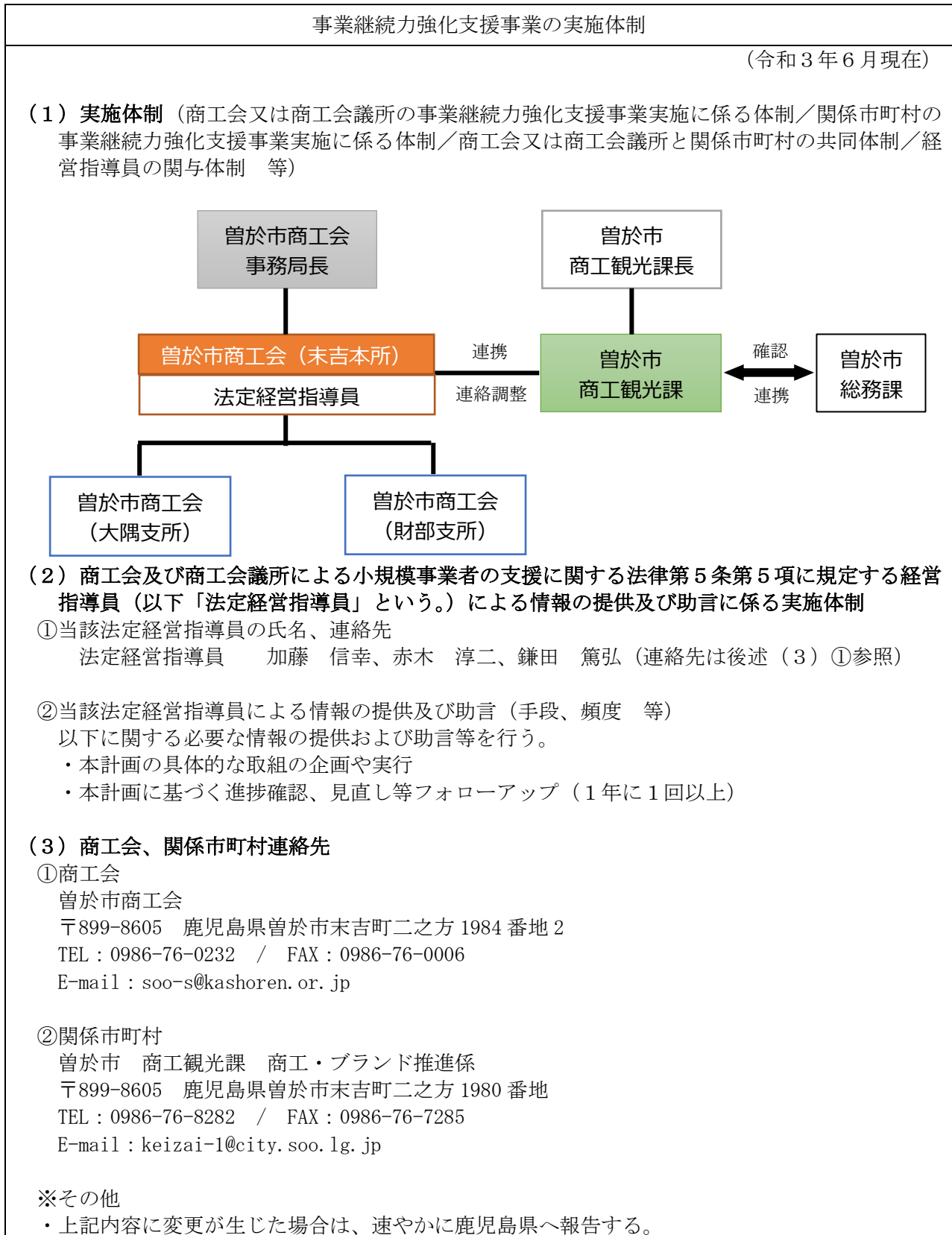
- ・鹿児島県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を、鹿児島県商工会連合会を通じて、鹿児島県、全国商工会連合会等に相談する。

#### ※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	290	390	390	390	390
・ 専門家派遣費	100	200	200	200	200
・ 協議会運営費	20	20	20	20	20
・ セミナー開催費	120	120	120	120	120
・ チラシ作成費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、曾於市補助金、鹿児島県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。



(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
(1) 鹿児島県火災共済協同組合 代表者：理事長 小正 芳史 住 所：鹿児島県鹿児島市名山町9番1号 鹿児島県産業会館5階 (2) 有限会社山ヶ城保険事務所 代表者：山ヶ城 正男 住 所：鹿児島県垂水市旭町61-5 (3) 東京海上日動火災保険株式会社 鹿児島支店 鹿屋支社 代表者：支社長 宮城 尚 住 所：鹿児島県鹿屋市新川町600番地
連携して実施する事業の内容
1. 事前の対策 ・自然災害等の影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について巡回指導、窓口指導時に担当者が同行し、説明する。 ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。 2. 地区内小規模事業者に対する復興支援 ・保険加入者リストの提供により、被害状況と照らし合わせ、速やかに保険金請求の手続きを行う。
連携して事業を実施する者の役割
(1) 鹿児島県火災共済協同組合 事前の対策において、事業者の財務状況やリスクに応じた休業補償、水災補償等の損害保険・共済の情報を担当者が保険取扱のプロとして提供し、その事業所に合った保険に加入することで災害に備えることができる。また、災害時においても顧客リストの情報提供を頂くことで、速やかに保険金請求手続きを行うことができ事業者の金銭面の精神的負担を和らげるとともに早期の復興計画の策定が可能となる。 (2) 有限会社山ヶ城保険事務所 (1)と同様の役割に加え、(3)の情報、ノウハウについて仲介を行う。 (3) 東京海上日動火災保険株式会社 鹿児島支店 鹿屋支社 事業継続の取組、BCP作成に関する専門家、セミナーの開催に関する情報やノウハウを提供して頂くことで、事業者にとって災害時に活用度の高いBCPの作成を支援することができる。
連携体制図等